

出雲市青木遺跡の 出土木簡について

松尾 光

平成十五年（二〇〇三）十一月十八日付「朝日新聞」朝刊に、島根県出雲市東林木町の青木遺跡から「律令の『売田券』木簡」が出土し、「税払えず水田で物納？」という記事が載った。筆者もこの貴重な地中資料の発見報道とそれについての見解の発表に啓発されて調べてきた。その結果、つぎのようにこの木簡の記載内容について考えたのでご検討いただきたい。

一、青木遺跡の概要と二〇〇二年度出土の木簡

青木遺跡は島根県教育庁埋蔵文化財調査センターが発掘調査しているもので、遺跡の年代観は弥生後期から中世までとされるいわゆる複合遺跡である。弥生後期の人骨と銅鐸片・墓壙が、また出雲地方で三四例目となる弥生後期後半の四隅突出型墳丘墓が発見されている⁽¹⁾。

奈良後期から平安初期の遺構には、礎石建ち建物・掘立柱建物や溝状遺構などがある。この礎石建ち建物は二間×四間の総柱建物で、八世紀後半から九世紀初めごろのものであるらしい。総柱建物の南

東に隣接して木組みの溝状遺構があり、その中軸線が総柱建物の東西軸にほぼ並行して走っている。礎石建物の雨落溝であろうかと推定されている。そこから、平成十五年三月までに三一点の木簡が出土した。そのうち埋蔵文化財調査センターによって解読されたものは、

・（表）□□卅四八卅三□八廿四三八十六一八八七九六十

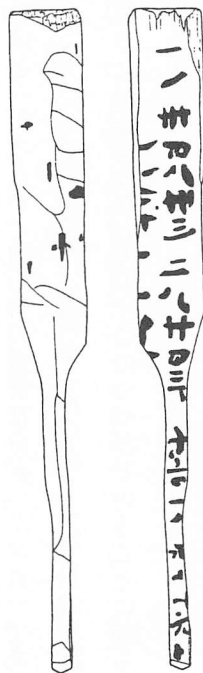
六七 二七五卅五

（裏）□ □ □

□ □ □ 六日下卅人

伊丈部本次丸

伊和丈マ魚刀自女



とあり、判読できたものはあわせて四点である。

冒頭のもものは「一八八」「七九六十六」「三二」「廿四三八」「七五卅五」などの計算が一部に成り立っているように見えるが、全体としての意味が取れない。九九の習書ではあろうから、あえて踏み込んで大

胆におおもとの数値を推測して復原してみると、

「五八」冊四八冊二「三」八廿四二八十六一八八七九六十「三」

三七廿一二七「十四」

となる。

センター案で「卅」「卅三」「三八」と読みとった部分を、それぞれ「卅」・四八「卅二」・「二八」十六としてみた。

というのいまの解読案では、習書といっても、まったく計算の順序が飛んでいて練習になっていない。もし復原案のように判読でのなら、五↓一の順で五×八、四×八、三×八、二×八、一×八と数値が下がるように掛け算をしていったことになる。二行目は、三↓一の方向へと七に掛け算をしている部分と見なせる。

木簡の写真で墨痕を見ると、一字目の「五」は許容範囲にあるが、二字目を八の一画目とするには、やや中央にすぎている。ただし五字目・九字目の「八」などを見ると、この筆録者は八の一画目が平らになる傾向があるので、これも我田引水ながら許容範囲かもしれない。三字目の「卅」はどうみても卅と読むべき字になっているが、あえていうならば縦棒がたまたま重なってしまったために誤字となったものと見られる。七字目の「三」は、中央の一画だけが目立って濃いので、もともとは二で、あと追記したのでないか。追記の理由は不明だが、捨てるときの悪戯またはそれこそ習書であろう。八字目の「二」の部分はかすれており、三の一画目が薄くなって消

えているとも見なせる。一二字目の「三、」は、字として接触した書き方となっているので、やや無理はあろうが二と八の一・二画目と読んではいかがだろうか。二二字目の下にはもちろん「三」と見えないが、封緘状に加工されたときに切り落とされたが、もともとはあったであろう。

二行目はどうだろうか。前の行の最終部分が「?×九」であれば「七九」に続いた小さな数値となるところだが、一行目の下部はどこまであったか分からないので、このつづきということに捕らわれないでおこう。すると「?×八」「?×九」の近くにあるものとして、「?×七」がある。三七廿一の三の中央部の画がなくて二となり、廿の右側だけと推定できる。ついで二七の「二」の下一画が見えて、「七」の中心部が右寄りに書かれたとみてはどうか。三↓二など九九計算が下位の数値へと進んでいく流れは、全体を通してあつたと思うからだ。

なお私案のように読んだとき、一×八・八のあとすぐに七×九・六十三がはじまるのは不自然である。だがこれはこの木簡を手もとの早見表としていたが、目の前にしていた文書にこれ以上の九九計算つまり八九七十二という計算が必要ないと分かっていたから省略したのではなかったか。たとえば衣服や食糧請求などで、従事している官吏の数が念頭にあって、上限でも九・八という数が必要ない数値の計算書だったとしてみてはどうか。

つぎに文部は中央豪族・阿倍氏のもとにいる部民かと推測されており、「伊和丈マ魚刀自女」は伊和に住む文部の魚刀自女とも読める。しかし「伊丈部本次丸」の本次丸を名とは読みとりがたく、二本目以下はすべて文書に記載するさいの習書と考えてもよからう。

ただし習書という言葉遣うと「練習のために書いたもの」とのみ理解されてしまいそうだが、それにはやや違和感がある。「六日下卅人」が練習を必要とする文字だろうか。否定もできないが、しかし書類を読みまた書き進めるさい、心覚えとして手近なものに記した実務上のまた一時的なメモと見る視点があつてもよからう。習書という言葉で括ってしまい、それらはすべて「字の練習」という意味にとる必要などない。

二、売田券木簡の出土とその内容検討

さて下部に掲げた売田券木簡は、長さ三五・二センチメートル×幅四・二センチメートル×厚さ〇・四センチメートル。二〇〇三年度に出土した五〇点の木簡のなかの一点である。

(1) 島根県教育庁埋蔵文化財調査センターの見解

この木簡を出土した施設の性格だが、奈良後期(八世紀後半)から平安前期(十世紀)の土層から、木彫の神像、二重の木枠と石敷きで周りを囲んだ井戸、果実を充填した甕、斎串・土馬・手捏ね土器が出土した。またⅣ区の高床建物址は九本の総柱高床建物でかつ

石列を巡らした建物であり、「神社社殿など特別な建物」とされている。

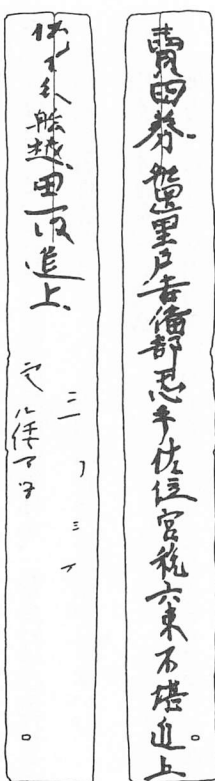
総じて神社など祭祀関連施設といわれるところであつて、木簡の多くは溝状遺構・土壇状遺構から出土した。その多くは付札だが、題籤軸・封緘・未製品もある。そのなかで、注目の売田券木簡は神社風建物より少し時代の下がる総柱建物の西南脇から出土した。完形品だが、単体で附属物がない。したがって、出土層の時代観は奈良後期から平安初期という遺構全体の時代観を適用するほかない。さて木簡には、

(表) 賣田券 船岡里戸吉備部忍手佐位宮税六束不堪進上

(裏)

仍□□船越田一段進上

□□(若カ)倭マ



という文字が記されていた。

文字面だけで考えれば、「田を売ったことの証明書 船岡里に属

している戸の吉備部忍手は、佐位宮の税である六束を進上するに堪えられないので、仍って、船越田一段を進上する」という意味である。この文章内容の読みとりには、とくに異論はない。

島根県教育庁埋蔵文化財調査センターは、平成十五年十一月十八日付で「出雲市青木遺跡で『売田券』木簡(全国初)が出土」と題した島根県の記者発表資料をホームページ上に公開・提供されている。この木簡について、ほかに現地説明資料など埋蔵文化財調査センターの見解を記したものが発行された形跡がないので、この資料をもとに考えていくこととする。この資料における埋蔵文化財調査センターの見解は、

「売田券」木簡の概要

・「売田券」は木簡全体の表題にあたる。奈良・平安時代の律令制のもとでは、土地の取引にあたって公文書の作成が義務づけられていた。「売田券」は、「売買(墾)田券」などとも呼ばれるその公文書の名称である。正式には紙で作成され、郡司・国司の署名と公印が押された。

・発見された木簡には印を押すことはできず、したがって正式な「売田券」のものではないとみられる。「売田券」作成時あるいは整理のために作られた、売買の要点のみを書いたメモや整理カードにあたり、穴に紐を通して束ねられて使われたと考えられる。

・記載されていた内容は、「船岡里」の「戸」「吉備部忍手」(人名)が「佐位宮」の「税六束」を納められなかったため替わりに「船岡田一段」を「進上」した、というものである。

※「佐位宮」は、天皇・皇族の居所の名称が、あるいは出雲にあった神社の名称等が考えられるが現時点では確定できない。

「売田券」木簡発見の意義

・地方における水田の売買の実態を窺うことのできる貴重な資料で、木簡では全国初の出土である。

・八世紀に完成した律令国家は、当初水田の売買を認めていなかった。しかし「三世一身法」「墾田永年私財法」が施行され、開墾した水田の私有が認められた後では、水田も売買の対象となり、荘園などの発達を促した。「売田券」木簡によって、出雲においても水田売買がはじまったことが明確になり、荘園などの発達を考えるうえで重要な資料である。

・木簡にみえる「佐位宮」を出雲にあった神社と考える場合、古代の神社の経済基盤等を考えるうえで貴重な資料となる。いずれにせよ、役所や神社に関わるとされる青木遺跡の性格を考えるうえでも重要な資料で、今後の研究の進展が期待される。

となっていた。

(2) 出土木簡の時代観

この埋蔵文化財調査センターの見方が当を得ているかどうか、その見解に即して検討し、疑問点などを提示していくこととしよう。

古代農民が自由意思で他人に売却・譲渡できる私有の田地、今日的な意味での私地・私田は、いつから発生したのだろうか。

そもそも律令制下にも公私の別があり、田地についても公田・私田は区別されていた。

『令集解』（新訂増補国史大系本）田令の諸条の公私の別をまとめてみると、

公田 官田・神田（不輸租田）・寺田（不輸租田）・馭田・剩田

私田 口分田（輸租田）・位田（古記では輸租田）・職田（古記では不輸租田。令抄では輸租田）・功田（古記では輸

租田、令抄では不輸租田）・賜田（古記では輸租田）であった。

古記は現存しない大宝令の注釈書と考えられており、天平十年（七三八）には成立していたようだ。奈良前期の法文解釈を知り、その解釈のあり方からとうじ直面していた社会の状況を推測していく手がかりとなっている。令抄ははるかに時代の下がる十五世紀の一条兼良の『養老令』の釈義の記録であるが、参考までに記しておく。功績者に贈る功田と天皇が与える賜田は同じようなものだが、

功田は『令義解』（新訂増補国史大系本）田令功田条に、

凡そ功田は、大功世世に絶へず、上功は三世に伝へよ。中功は二世に伝へよ。下功は子に伝へよ。大功は謀叛以上に非ざる以外、八

虐の除名に非ざれば、並びに収めざれ。

とあり、賜田は『令義解』田令賜田条に、

凡そ別勅にて人に賜はむ田をば、賜田と名づく。

とある。功田は相続されていく私田であるが、賜田は相続されないそのとき・その場かぎりの私田である。たとえば正二位・左大臣にあつた者が致仕（退職）したときに、正二位の位田だけの給与では待遇が一気に落ちすぎるようなとき、とくになにがしかの田を付け加えた。そういうような臨時に待遇を調整するときなどに与えるものである。功田・賜田は私田に区分されていても、もとより売却できるようなものでない。功田・賜田とも、期限がくればおそらく給付されたのと同じ場所で、同じだけの水田額を整えて、返還しなければならぬはずである。

口分田も、私田に区分されている。この口分田はひとたび班給されたら一生動かされることなく、生涯占有できる私的な性格のつよい土地のようだから、それなら売買できるだろうか。

『令義解』田令官人百姓条には、

凡そ官人・百姓は、並、田宅・園地を將て捨施し及び売り易へて寺に与ふることを得ざれ。

とあり、一般の農民が田宅・園地を寺に喜捨・施入したり売与したりしてはいけないとする。寺院には国家から寺田が給付されているからで、自己増殖・合併などしつつ独自の財務運営で殖産することを禁じているのである。しかしこれでは、相手が寺でなければよいという意味にも聞こえる。

『続日本紀』（新訂増補国史大系本）天平十八年三月戊辰条に、

太政官処分すらく、凡そ寺家、地を買ふは、律令の禁ずる所なり。比年之間占め買ふこと繁多し。理において商量するに、深く憲法に乖けり。宜しく京及畿内に令せて嚴に禁制を加ふべし。

『続日本紀』天平十八年五月庚申条に、

諸寺、百姓の墾田及び園地を競ひ買ひて、永く寺地となすことを禁ず。

とあつて、禁制はどのようなわけか神田になく、寺院のみを対象としている。

これ以外に禁制はないが、口分田も実態はともかく法律上六年ごとに返却する建前だから、功田・賜田と同じく所有権移転はできないだろう。

つぎに墾田はどうか。

そもそも律令では、班田される口分田以外にあらたに墾田を開発した場合、開発者をどう想定し、所有者の権利内容をどのように考へていたのか。

墾田というものはたしかに存在し、「大安寺伽藍縁起并流記資財帳」（寧楽遺文本）に、

以後、飛鳥浄御原宮御宇 天皇二年歲次癸酉十二月壬午朔の戊戌、造寺司小紫冠御野王・小錦下紀臣訶多麻呂の二人を任し賜ひ、百濟の地より高市の地に移さしむ。始めて院・寺家に七百戸の封・九百三十二町の墾田地・卅万束の論定出挙稲を入れ賜ふ。

（中巻、三六七頁）

とあり、少なくとも班田収授がはじまる前には、政府が自由に処分できる墾田が存在した。また班田制が施行されてからでも、『続日本紀』和銅四年（七一）十二月丙午条に、

詔して曰はく、親王已下及び豪強之家、多く山野を占め、百姓の業を妨ぐ。今より以来、嚴に禁断を加へよ。但し、応に空閑地を墾開すべき者有らば、宜しく国司を経て、然る後に官の処分を聴け。

とあつて、国司などの許可をうければ法制的には開墾しえた。

しかし『令義解』田令荒廢条には、

凡そ公私田荒廢して三年以上せらば、能く借りて佃する者有らば、官司を経て、判りて借せ。隔越すると雖も亦聴せ。私田は三年にして主に還せ。公田は六年にして、官に還せ。限り満つるの日、借れる所の人の口分未だ足らざれば、公田は即ち口分に宛つるを聴せ。私田はすべからず。其れ官人、所部の界内に

於て、空閑地を佃せむと願はば、任に営種することを聴せ。替解の日に公に還せ。

とあり、これらによればすくなくとも律令法文のなかでは、墾田開発は国司がもつぱらするものと考えられていた。というのは「空閑地を佃せむと願ふ者有らば、任に営種を聴せ」とあるが、「替解の日に公に還せ」とある。一般農民や郡司などには「替解の日」などないから、空閑地を開墾する者は国司しか想定していないのだ。

一般農民の動きは、条文の前半部に想定されている。三年以上耕作されていない土地を荒廢田と認定し、その復興にあたった者への恩典の規定が適用される。荒廢田をもう一度可耕地にするために労働した者には、「私田は三年にして主に還せ。公田は六年して、官に還せ」とある。すなわちもともとだれかの口分田など私田に分類される地種を復興したときは、復興者が三年間優先的に耕作し続けよ。もともとが公田だったならば、復興後六年間耕作してよとされていた。

もちろん一般農民にも土地を広げる意欲はあるはずだし、外持田のような形で少しづつでもしたたかに地を広げるものである。そうした場合、律令の規定はないにしても、じっさいどのように扱われたのだろうか。おそらくは開墾しても、そのまますべていちばん近い校田にあたって登記され、次の班田で班給できる田積のなかに組み込まれて算入される。そしてその直後の班田のとき、口分田もし

くは公田とされていったらう。

二月に班田が終わると、それから三年後の十一月上旬から戸籍を作成しはじめて、四年後の五月三〇日までに作業を終わる。四年目の冬から五年目の春にかけて校田をし、五年目の十一月から六年目の二月にかけて班田図をつくりながら口分田を給付していく。

そうするとたとえば校田のはじまる年の春に作った墾田は、その年の冬にただちに校田の対象となつて登記される。班田までに収穫を上げられるのは、四年目・五年目の二カ年となる。これに対して、四年目の冬の校田の直後に開墾すれば、五年目・六年目・一年目・二年目・三年目までは登記されず、四年目に校田されたのちも五年目まで収穫を上げられる。一般農民が墾田開発をした場合、最短で二カ年、最長で七カ年にわたつて班田地として給付されないために「私的に保有」できるわけである。国司の墾田は「替解の日」に返還するが、そもそも任期は六年で、平均すれば四年ほどだった。だから着任そうそうに着手したとしても、せいぜい三年間の墾田収入をうるだけ。あらたな墾田開発はその労力のわりにあまり報われなものであったというか、そもそもあまりそうした行為について真剣に考えられていなかったのである。

もともと班田制を継続するには政府がかなり多くの公田を保有していることが前提だったのだが、班田にあてられていない公田はそれほど多くなかった。そこで班田制を維持するためにはやばやと墾

田開発が必要となった。

著名な趨勢だが確認の意味で流れを辿っておくと、『続日本紀』養老六年（七二二）閏四月乙丑条に「望み請ふらくは、勸農して積穀し、以て水旱に備へしめむ。仍て所司に委ねて人夫を差発し、膏腴の地良田一百万町を開墾せしめむ」とある百万町歩開墾計画をきっかけにして墾田開発が注目され、養老七年の格（三世一身法）では「其れ新しく溝池を造りて開墾を営む者有らば、多少を限らず三世に給ひて伝へしめむ。若し旧溝池を逐はば、其の一身に給はしめむ」（『続日本紀』養老七年四月辛亥条）として墾田開発の手間への報償を大幅に上積みした。「旧溝池を逐はば」というのは、溝・池などがすでに備わっているのだからほぼ荒廃田の意味で、「新しく溝池を造りて開墾を営む」のがあらたな墾田開発規定である。つまり荒廃田復興の労働報酬がそれまで三年または六年の保有であったのを一代限りに、墾田開発労働が二年から七年にしか評価されなかったのを三世（四代）と大幅に延長したのである。しかし『続日本紀』天平十五年五月乙丑条によれば「聞く如らく、墾田は養老七年の格に依りて、限り満つるの後、例に依りて收授す。是に由りて農夫怠倦し、開ける地復荒ると」として、「今より以後、任に私財と為し三世一身を論ずること無く、咸悉に永年取る莫かれ」となった。収公する直前に農夫が農作業を倦怠すれば、たしかに荒廃田となる。だが三世一身の法施行から二十余年しか経ていない。では、「一身」

の規定が適用される荒廃田の復興ばかり行なわれていたのだろうか。そうではあるまい。貴族・寺社は在地有力者と結び、和雇と称して一般農民を強制的に雇用し、「三世」が適用される墾田開発に動員した。それが口分田耕営に従事する農民を減少させたので、口分田経営の健全化をはかるために、新規の墾田開発に歯止めをかけた。「其れ親王の一品及び一位には五百町、二品及び二位には四百町、三品・四品及び三位には三百町、四位には二百町、五位には百町、六位已下八位已上には五十町、初位已下庶人に至るまでは十町。但し郡司は、大領・少領に三十町、主政・主帳は十町。若し先より地を給ふことこの限りより過多なるもの有らば、便即ち公に還せ」とあり、開発面積の上限を定めた。これにより開発意欲を殺ごうとした。このように理解してよいと思う。この開墾政策は道鏡政権下の天平神護元年（七六五）三月丙申条に「今聞く、墾田は天平十五年の格に縁り、今より以後、任に私財と為し、三世一身を論ずることなく、咸悉く永年取る莫かれ、と。是に由り、天下の諸人、競ひて墾田を為り、勢力之家は百姓を駈役し、貧窮する百姓は自存するに暇なし。今より以後、一切禁断して、加墾せしむること勿れ。但し、寺の先来地を定め開墾するの次は、禁の限りに在らず。又当土の百姓の一二町は、亦宜しく許すべし」とある加墾禁止令によって、現地の農民の零細な開墾と寺院の開墾継続中のものをのぞいて原則として禁止された。これも二転して『類聚三代格』（新訂増補国史大

系本) 卷一五・易田并公當田事／墾田并佃事の宝龜三年(七七二)十月十四日付太政官符に、

太政官符す

墾田を聴す事

右、案内を檢ずるに、去ぬる天平神護元年三月六日に諸国に下したる符に傳く、勅を奉るに、聞く如く、天下の諸人競ひて墾田を為り、勢力之家は百姓を駈使し、貧窮の民百姓は自存するに暇なし。今より以後、一切禁斷し、加墾せしむること勿れ、といへり。今右大臣の宣を被りて傳く、勅を奉るに、今より以後、任に開墾せしめよ。但し、其れ勢ひを仮りて百姓を苦し者あらば、宜しく嚴に禁斷して更に然らしめむこと莫らしむべし。とあり、『続日本紀』宝龜三年十月辛酉条にも、

又、天平神護元年に前墾を除く外は、天下の開田を禁斷す。是に至り、並びに此の制を停む。

とあつて、加墾禁止令は解除された。通説的な理解では、加墾禁止令の廃止とともに、天平十五年の格の後半部にあつた墾田所有額の上限の設定も撤廃されたという。

さて青木遺跡の売田券木簡だが、そうなることこれは天平十五年の墾田永年私財法以降で、天平神護元年三月以降宝龜三年十月以前の加墾禁止令適用期間外のものといえるのだろうか。吉備部忍手が開墾・保有する墾田のうちの一段は、かれが払うべきだった税六束の

かわりに佐位宮に物納の形で譲渡された。木簡は、そのときの売買証明書だと見なされているのだが。

八世紀後半以降という遺構全体の年代観ともほどよくあい、一般農民の零細な墾田がどのように推移してより優勢なもの手に集積されていくのか、そのじつさいのようすが垣間見られて興味深い、という。

しかし、筆者にはおおきな疑問が残る。

それは「船岡里」という表記があるからだ。この木簡の年代観を、天平十五年の墾田永年私財法以降で天平神護元年三月以降宝龜三年十月以前の加墾禁止令適用期間外のものとしたなら、船岡は「郷」でなければならぬ。里制の前身は「五十戸」制だが、紀年銘木簡の五十戸表記は持統天皇元年(六八七)の「若狭小丹評木津部五十戸」(飛鳥池工房遺跡)が最下限で、里表記は天武天皇十二年(六八三)の「三野大野評阿漏里」(第二十次藤原宮発掘調査)が最上限である⁽⁶⁾。

五十戸の意味の里は靈龜元年(七一五)に郷に改称された⁽⁷⁾が、あらたに郷を二三分した下級単位として里が作られた。しかし二十五年後の天平十二年に下級単位の里も廃止され、里は行政単位として廃絶した

売買できる墾田が出現するのが墾田永年私財法の施行される天平十五年以降とすると、里はその三年前にすでに廃絶している。同時

に並立しない用語である。

すなおに考えれば、船岡里と書かれている以上、里制が施行されていたときに作られた木簡と見るべきである。上限は七世紀後半とまでいわないが、ともあれそこから七四〇年までの間に作られた木簡であるとするのが至極穏当な判断である。すなわち、この木簡は、売買できるような私墾田が存在しない時期のものである。

もとより木簡が作られたときとそれが廃棄されるときは、同じでない。里制のあるときに作られ、しばらくを隔てた八世紀後半の遺跡面に落ちたとして不思議でない。このことはもちろん埋蔵文化財調査センターも承知されていることだろうが、遺跡の年代観と「売田」の文字の受けとめ方が木簡の年代観の決定におおきな影響を与えすぎているのであろう。その詮索の行方はともあれ、どのように考えても「船岡里」と書かれてある以上、里制のある時代に作られた木簡とするのが至当である。それがかりに半世紀をへた遺跡面から出土したとして、つまり半世紀間廃棄されることなく保存されたと仮定するならば、それはそれにあたるべつの想定をすればよいわけである。

(3) 出土木簡に書かれた「売」の解釈

この売田券木簡は、埋蔵文化財調査センターが解釈されたようにほんとうに墾田を譲渡・売却したときの案文なのだろうか。

筆者は、所有権の移転をとまなう売却（永代売）でないと思う。

ここでいう売田とはいわゆる水田の年季売の意味であって、いまのいい方にするなら耕作する権利を一年間貸すことである。周知のように、古代における水田・畠の年季売は、賃租と表現される。

『令義解』田令賃租条には、

凡そ賃租すべくば、各一年を限れ。園は任に賃租し売れ。皆須らく所部の官司に経れ、申牒して、然る後に聴すべし。

とある。『延喜式』（新訂増補国史大系本）主税式上／獲稲品条に、凡公田獲稲。上田五百束。中田四百束。下田三百束。下下田一百五十束。地子各依田品。令輸五分之一。若惣計国内。所輸不滿十分之九者。勘出令填。但不堪佃田。聽除十分之二。其租一段穀一斗五升。町別一石五斗。皆令管人輸之。

とあって、賃租額を定めるもとなる当時の町別の規準収穫量が記されている。吉備部忍手の所有していた水田がかりに上田にあたるとすれば、一段の穫稲は成斤束の五〇束となる。

吉備部忍手の対手となる佐位宮が何なのか、よく分からない。埋蔵文化財調査センターは可能性として天皇・皇族の宮や神社をあげているが、上述のように青木遺跡から神像が出たり祭祀遺物が多く、かつ神社本殿かと思われる遺構があるともされている。そうであれば、神社の宮を有力視されているのであろう。筆者も、いちおう佐位宮は神社の呼称と考えておこうと思う。

年季売をうけた佐位宮はその年の水田の保有者となるものの、神

社でもあつて耕作できるような労働力が附属しているわけでない。佐位宮の人物がみずから耕作して回収できないときには、賃租に出すこととなる。ほんらい耕作にあたつていた吉備部忍手は、年季売をしたために耕作地を失つたわけで、そのために耕作する余力が生じたことになる。あらたに忍手以外の賃租請負人を探すよりは、忍手に賃租させる方がより安易である。そこで税六束未納の代償として年季売された佐位宮から、ふたたび忍手に貸し出された。つまり表向きは、賃租をうけた佐位宮が又貸ししたかたちになる。

こうすると、忍手は五〇束の収穫のうちの二割を佐位宮に賃租料として差し出すので、佐位宮は一〇束が得られる。忍手にとっては残りの四〇束から租一束五把・種稲二束（天平二年大倭国大税帳の実例）を引いた三六束五把が手にできる。あるいは忍手がもともと年季売した水田が下田だったとすると、佐位宮への賃租料の支払額は六束となり、未納額とまったく合致する。これでは滞納に対する加算がされなかったことになるが、いずれにせよ六束はこうした形で容易に補填しうるのである。

筆者が上記のようにあえて賃租と考えていこうとするのは、「六束」という未納額があまりに少ないからである。

一段の収穫がわずか一年で五〇束から三〇束くらい期待できるのに、なぜその収入額の一二％〜二〇％にすぎないような廉価な評価額で墾田を「進上」しなければいけないのか。期日までに返さなかつ

たことへの懲罰的な意味合いがあるにしても、この取引はあまりに不当・不釣り合いである。

取引として不当かどうかを検証するため、永代売となる不動産売買の相場はいったいどれほどだったのか見てみよう。

筆者には田圃を稲束で買得したこの時期の穏当な例が見付けられなかつたので、やむをえず錢貨を媒介としてその交換比率を推算してみた。さらにこの木簡の年紀はこまかく知られていないので、どの時点の田圃と稲との交換比率を計つたらよいかも問題である。さらに文献上でも、田圃・錢貨・稲の交換比率が揃つて窺える手がかりなどほとんどない。そうした制約のなかだが、いくつかのそれらしい例を検討材料として供しておきたい。

まず田圃の売買例だが、とうぜんのことながらその田品つまり期待できる収穫量によつて、また売り主・買い主の必要切迫の度合いによつて、価格はまちまちになる。網羅的な検討は手にあまるのでたとえばというていどの売買例にすぎないが、年紀をとりあえず天平勝宝年間（七四九〜七五七）に絞つて、『寧楽遺文』（中巻）にあつてかつ家地・倉庫などをふくまない田圃だけを売買している田券の例を以下にあげる。

天平勝宝元年十一月廿一日付の「柘殖郷長解」では、

柘殖郷長解 申常地売買墾田立券事

神田漆段上 限東紀寺田 限西石部大万呂田 限南京戸敢朝臣梗万呂田

限北物部廣万呂田

柘植郷戸主敢臣安万呂之売墾田者 「直畢」

付価錢捌貫「天平勝宝三年歲次辛卯年始常地作料一年直米四斛」

右墾田、買得処元興寺三論衆

以前、墾田売買人、依法式立券者如件、仍具録状申送、以解。

天平勝宝元年十一月廿一日 郷長桃尾臣井麻呂

田主敢臣安万呂左手食指一一一本

(六五〇〜六五一頁)

とあり、七段を八貫文で売買している。段別価格は、一一四二・八六文となる。

天平勝宝三年四月十二日付の「阿拝郡司解」には、

阿拝郡司解 申売買伯姓常地墾田立券事

合田肆段壹伯捌拾歩柘植郷戸主車持首牛麻呂墾田者

付価直式貫貳伯伍拾文二段充五百六十文 二段充五百六十五文

九条三里廿五小川原田壹段今治二段一百八十歩

廿六小川原田北西壹段今治者

右田、得買東大寺已訖者。依法立券如件。仍具注状、以解。

天平勝宝三年四月十二日

売人車持首牛麻呂

(六五一頁)

とあり、今治田のうちの廉価な方は二段で五六〇文であり、段別価格は二八〇文であった。

天平勝宝三年七月廿七日付の「近江国蔵部莊券」には、

甲可郡司解 申売買墾田并野地立券事

合墾田貳拾壹町 野地參町東谷南溝 西川北佐運谷竟在蔵部郷者、

右、左京五条三坊戸主從五位上阿倍朝臣嶋麻呂墾田者、以前、

得嶋麻呂申状稱、以己墾田并野地、売与大倭国高市郡弘福寺大

脩多羅衆已訖。所得価錢貳伯參拾貫者。仍勒売買両人所連署名、

依式立券如件。仍具録事状、附使大初位上鷹養君安麻呂申上、

以解。

売人從五位上阿倍朝臣「嶋麻呂」

買弘福寺大脩多羅衆 (六五八頁)

とあり、墾田二一町は二三〇貫文で売られた。段別価格は、一〇九五・二四文となる。

五・二四文となる。

天平勝宝七歳三月九日付の「越前国桑原莊券」では、

□□司判

「」野壹伯町 □□家地 西□忌寸□甘地 北綾部道部□ 坂井郡

堀江郷地

見開田參拾貳町壹段伍□□歩

未開野陸拾「」

価錢壹伯捌拾貫文

以前、得郡司解備。得「」大伴宿禰麻呂等状云、上件野地、売東大寺者。郡依辞状、勘問知実者、国依郡解、判宛寺家□□

訖。以為公驗。

天平勝宝七歲三月九日 從七位下行少目阿倍朝臣

(六九〇頁)

とある。「價錢」は野地をあわせた価格であろうが、当時の野地の取引価値を推定するのはむずかしい。見開田の三二町一段だけに価値があるとし、これに一八〇貫文の値をつけたとみなせば、見開田の段別価格は五六〇・七五文という評価額となる。

墾田地はそもそも開墾に向かないと思つて耕さないできたところを開墾したのであり、開墾したてですぐに熟田となることは望みがたく、上から下までかなりの等級差があつたらう。したがつてその取引価格は耕営状態・期待される収穫の多少によつておおきく左右され、多種類あつてとうぜんである。そうしたなかで妥当な価格を探ることはむずかしいが、最低価格は段別二六〇文、最高価格は一四二文で、四・三九倍の格差がある。⁽⁸⁾上田(段別収量五〇束)と下々田(同上・一五束)の収穫量の格差は三・三三倍であるが、予測できることであつて、やむをえないであろう。

これに対して、穎稻の売買価格つきに見てみることにする。

「丹裏古文書」(『大日本古文書(編年文書)』二十五卷七〇頁。以下、「古二十五・七〇頁」などと略す)には、

○「合」六百九十四貫八百六十文 大友国麻呂所進稻等直
六百七十四貫一百十文 稻四万^(四千脱)七百十二束直

六百八十六束東別廿文

四万四千廿六束東別十五文

地

一十貫文宅舎直

とあり、穎稻の束別で二〇文のものもあつたが、大半は一五文で取り引きされた。この前後では、天平九年の「和泉監正税帳」(古二・七七頁)で束別八文、天平宝字二年(七五八)七月十五日付の「越前国司解」(古四・二七五頁)で四〇〇文を五〇束とするので束別八文、天平宝字四年収載の「造金堂所解案」(古十六・二八三頁)で斤別一二二文⁽⁹⁾一二三文となつている。

未納だつた六束について、天平勝宝期の価格をかりに適用した場合、よそから調達しようとするれば九〇文ですんだ。天平九年・天平宝字二年の価格で計算すれば四八文分にしかあたらぬ。

これに対して、天平勝宝期の墾田一段の売買価格は、最低でも二六〇文である。同じ天平勝宝年間ということで比較してみると、六束(九〇文分)を未納したために、わずか一年以内に借りたものの最低でも二・八九倍、最高ならば一二・六九倍もたった一年で回収できる資産を進上させられたことになる。私出挙でも利率は二倍を最高限度としているのに、それをはるかに上まわる。「忍手が六束を未納したから」といつて佐位宮が一段をせしめるとすれば、それは違法な目にあまる暴利でなかつたか。

この「稲↓銭貨」「田圃↓銭貨」という換算は、いずれも銭貨があるていど通用する都市部・畿内周辺部での実績である。政治的に作り上げられた平城京などでは、生産物の供給が十分でないので、農村部からの供給量しだいで稲の価格が激しく騰貴する。また銭貨は、政府の貨幣・流通政策のまずさもあってときとともに表面的な通貨供給量が膨らみ、激しいインフレーションに襲われている⁽¹⁰⁾。したがってここで見られる価格を出雲地域の田圃の取引にそのまま当てはめてよいかどうか、疑問はある。出雲市附近では、銭貨もさほど流通しておらず、土地取引に使われなかったろう。そうではあるが、銭貨を媒介とした穎稻・田圃の価格のその時代人が懐く対比関係の感覚は、そうおおきく違わないと思う。

天平宝字四年十一月七日付の「撰津職美努郷券」(『寧楽遺文』中巻、六四七頁)では、「庄地」「参町壹段壹伯貳拾玖步」の代価が「充価銭捌拾肆貫伍伯捌拾捌文」であって、段別二六九九・〇四文にあたる。しかし、稲東も一東あたり一二二文にあがっている。規準とすべき数値が決まらないので明瞭な照応関係は指摘できないが、それなりに時代を通じた対比関係があったものと考えてもよからう。そのなかで六束の対価として一段を永代売させられたとすれば、それは明らかに過剰な要求で、不公正な取引である。

以上の検討結果から、吉備部忍手の「売田」「進上」は、墾田の所有権移転をとまなう売却の意味でなく、墾田・口分田などにかか

わる年季売すなわち賃租の意味と受け取るのが妥当と思う。

(4)「売田券」作成の理由

前掲のように埋蔵文化財調査センターは、この「売田券」木簡は国司・郡司の署名・公印がないので正規の公文書でないが、公文書作成時あるいは整理のために作られたメモ・整理カードにあたる、とみなした。そうなるのと施設の性格としては、神社でなく、公的機関の出張所などのようなものと解さなければならぬ。

青木遺跡をとうじの役所と推測しようというのは、『令義解』田令宅地条に、

凡そ宅地を売り買はば、皆所部の官司に経れて申牒し、然して後に聴せ。

とあり、その義解に、

舍宅あるの地なり。略して宅地を挙ぐ。田園皆同じ。其れ倉屋等を売買せなば、自ら須く証拠分明なるべくして、官司を経べからず。

とあるからである。その規定には、家・倉などの上物はともあれ、宅地・田圃などの売買については私的契約を交わすだけでは成り立たず、役所がかならず関与して証拠などを確認するとある。そこで墾田地の売買取引の要点を抜き書きしたものと解釈したわけだが、そうだとすれば墾田地の所在地の正確な位置表示または東西南北の境界指標は記録すべき不可欠な項目で、要点にいれるべきである。

また要点だったとするなら、売買の理由などは載せるべき必須項目でなく、もともとの売田券にも書いてあったと考えがたい。かりに書かれていたとしても、転記するまでの必要などどれほどもない。むしろ土地の等級や開発度合いの方が必要だろう。ここに書かれていることは、売買証文から抜粋すべき要点となっていないと思う。

もとより内容が要点かどうかというのは、この「売田券」木簡が墾田地の売買取引にかかわるものと見なした上で解釈である。しかしここが「船岡里」であった時代に自由に売買される墾田地など存在しなかったから、これは賃租にかかわる木簡だったはずだ。それならば、その書式として妥当なのだろうか。

すでに記した通り、『令義解』田令賃租条には「凡そ賃租すべくば、各一年を限れ。……皆須らく所部の官司に経れ、申牒して、然る後に聴すべし」とあるから、ここでも所部の官司の承認が必要だった。だが肝腎のその賃租の契約書には何と書かれるべきなのか、それが十分には分からない。おそらく契約内容の実務からすれば、賃租の貸主名と借主名、賃租される田地の場所と面積、賃租の年紀、それと契約の保証人か決裁者の名でいどであろうか。⁽¹¹⁾

もともと賃租契約は一年単位であるから、契約書の長期保存は必要なく、賃租する田のありかもさほど厳密に書き込む必要はなかった。だから木簡を使用しているのではないか。「船越田一段」で済ませているのも、そのためだろう。賃租の貸主名「吉備部忍手」と

借主名「佐位宮」もある。賃租の年紀と契約の保証人・決裁者などの名は確認できないが、裏面の割注の左行に「若倭部」と推定されるのが保証人などでないか。また割注の右行などに、年号が書かれていたのかと思う。

ところでこの木簡は、八世紀後半以降の遺跡面から出土している。一年で契約書としての効能・用途が終わるはずの木簡にしては、それ以降ながく廃棄されなかったことになる。それはなぜなのか。

その理由は推測するほかないが、この木簡の記載内容がこの宮が賃租させるときの書式の規準とされたからでないか。墾田売買のときもそうだが、賃租においても、売るとき・買うときの当事者の理由、賃租をめぐる当事者相互の理由などをいちいち詮索して筆録しておく必要はない。しかし本木簡にあるような債権・債務の処理にかかわる場合は賃租にいたる理由がやや特異な事情である。そのさいは賃租料もその債権額・債務額を超えては取れないというような約束事でもあったのではないか。そのために債務が六束であったという数量と事情とをわざわざ書き込んだ。こうした債務（債権）の処理にかかわる賃租契約はとくべつなので、とくにそういう事例のさいの契約書の規準書式例として残された。それが数十年かそれ以上、里制がなくなってもなおなかなか廃棄されずに残された理由でなかったか。

臆測を逞しうしたが、多くの方のご検討をお願いしたい。

【注】

- 1 島根県教育庁埋蔵文化財調査センター発行「青木遺跡現地説明会資料」、平成一五年三月二日付。
- 2 島根県教育庁埋蔵文化財調査センター発行「青木遺跡現地説明会資料」、平成一四年一月二三日付。今岡一三氏「島根・青木遺跡」(『木簡研究』二五号、二〇〇三年一月)一六七頁―一六八頁。
- 3 島根県教育庁埋蔵文化財調査センター発行「青木遺跡現地説明会資料」、平成一五年一〇月一九日付。
- 4 墨痕のトレースとしては「平成十五年度島根県埋蔵文化財調査センター講演会『出土文字資料が語る古代の出雲平野』―近年の発掘調査成果で明らかになった新事実PART1」の平石充氏報告に仮二五号木簡が掲載されている。
- 5 島根県教育庁埋蔵文化財調査センター提供「出雲市青木遺跡で『売田券』木簡(全国初)が出土」、平成一五年一月一八日付記者発表資料。
- 6 市大樹氏「石神遺跡第十五次調査出土の木簡」参考2、第二五回木簡学会配布資料、二〇〇三年一月二月。
- 7 鎌田元一氏は「郷里制の施行と霊亀元年式」(上田正昭氏編『古代の日本と東アジア』所収、小学館刊、一九九一年。のち『律令公民制の研究』所収、塙書房刊、二〇〇一年)で、郷里制の施行を霊亀元年ではなく、霊亀三年としている。
- 8 天平宝字四年一月七日付の「撰津職美努郷券」(『寧楽遺文』中巻、六四七頁)には「本数三町六段二百冊九歩、主安宿王、以天平勝宝四年正月十四日、充価錢一百貫文」とあり、東大寺は一段あたり二七二五・五四文で購入した。しかし後述のように東大寺は、インフレーションの進むなかにもかかわらずこれを新薬師寺に「捌拾肆貫伍百捌拾捌文」と欠損額を出しながら転売している。土地の面積も五段減っており、かつ購入時より廉価となる段別二六九九・〇四文である。東大寺の必要度・切迫度もあったのかもしれないが、価格が下がっていることを見れば相場より高く買ってしまったのだろう。ただ、この土地の価格がそれでもほかの例に比べて飛び抜けて高いのは、撰津国にあるからだろう。純然たる墾田地の価格とみなすのは、この時期のほかの売買価格から見ればやや無理がある。
- 9 関根真隆氏著『奈良朝食生活の研究』(吉川弘文館刊、一九六九年)の「附表1食料・食用具価 格表」(四五八頁)によると、天平宝字四年のこの稻三三〇斤の価格は七四四一文とされ、東(斤)別で二三文と算出されている。しかしこの「七貫四冊一文(稻三百卅斤直)の左横にはその内訳があり、それによると「百八十一斤別百廿三文」「百冊九斤別百廿二文」とある。合計三三〇斤になるので内訳とみなして間違いないとすれば、その合計額は「冊貫四冊一文」となる。『大日本古文書』の翻刻した「七貫」は、「冊貫」の読み誤りである。
- 10 藤井一二氏『和同開珎』(新書。中央公論社刊、一九九一年)。拙稿「貨幣の魔力―富本銭と和同開珎」(拙著『古代の豪族と社

会』〔笠間書院刊〕所収、二〇〇五年）

11 佐竹昭氏『郡山城下町遺跡』出土木簡をめぐるとの問題
（『芸備地方史研究』一九七号、一九九五年七月）では「大和国
城下郡田地売買券」（古四・三六八頁）を例として検討され、「八
世紀の口分田売買においても、墾田や家地とほぼ同様の立券手続
きがなされ、郡司が国判を請う解を作成していたことを示しうる
貴重なもの」（九頁）と述べておられる。しかしながら「天平宝
字三年六月十日」には「売与已訖」とされているのに、書かれて
いる文面の来たる「丑年」は天平宝字五年（辛丑年）にあたる。
ということになるとこの券文は、違例ながら天平宝字三年（己亥
年）から五年までの三年間におよぶ賃租契約だったことになろう。
すなわち長期間であったがために契約内容を紙に記録・保存した
もの、とみなしてよいと思う。売価も四段八十歩に対して三年間
で「充直錢二貫文」だから、一年の段別売価は一五八文弱となる。
上記でみたように墾田の永代売価格が最低で二六〇文であり、こ
の年季売価格はそれを下回っているから。価格には、妥当性がそ
こそこあるものといえよう。

※本稿は、平成一六年九月一三日に行なわれた奈良県立万葉文化館
友の会・万葉古代学研究所共催の「万葉文化をよむ」の平成一六
年度第六回講座「木簡をよむ」の講演内容を記録したものである。
指導を仰ぐため、発表のもととして当日配布した講演資料を、島

根県教育庁埋蔵文化財調査センター・平石充氏などのもとに送付
した。その後、一二月四日の第二六回木簡学会での「青木遺跡の
売田券木簡」についての発表によって、今回検討の対象とした島
根県教育庁埋蔵文化財調査センターの見解自体がかなり柔軟にな
りまた解釈も変化したことを知ったが、本稿はすでに発表して成
稿していたこともあり、また木簡学会での埋蔵文化財調査センター
の発表内容に接してもなお意見の違うところが目立つので、講演
の発表内容の趣旨を変更することなくあえてそのまま掲載するこ
ととした。